

**議第 99号**

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、静岡地方税滞納整理機構  
規約を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

三島市長 豊岡 武士

## 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約案

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第4条第1号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

### 附 則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。